

No.177

(令和5年2月28日発行)
(2023年)

ひょうご発

生活情報レポート

Aらしい、

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、くらしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、くらしのエースを目指そうという意味が含まれています。

～成年年齢が18歳に引き下げ！その影響は？～ 新成人の消費者トラブル速報！

2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。あらたに成人となった18歳・19歳の皆様は、今、どのような消費者トラブルに巻き込まれているのでしょうか？

2022年4月から11月までに県内の消費生活相談窓口寄せられた苦情相談を前年同期と比較し、成年年齢引き下げの影響を考えます。



若者の消費者トラブル上位品目

表1 前年同期（2021年4月～11月）

(カッコ内は平均契約金額)

未成年				成人	
	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
1位	化粧品 (22,518円) ／健康食品 (16,786円)	化粧品 (19,536円)	化粧品 (20,197円)	エステティックサービス (474,406円)	内職・副業その他 (523,643円)
2位	—	商品一般	他の役務サービス ／商品一般	商品一般	エステティックサービス (337,184円)
3位	インターネットゲーム (275,110円)	健康食品 (8,995円) ／娯楽等情報配信サービス その他 (65,543円)	—	内職・副業その他 (368,120円)	商品一般

▶ 詳しくは次のページで！

表2 今年度（2022年4月～11月）

(カッコ内は平均契約金額)

未成年			成人		
	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
1位	化粧品 (12,693円)	エステティックサービス (327,535円)	エステティックサービス (358,128円)	エステティックサービス (311,353円)	エステティックサービス (325,286円)
2位	商品一般	内職・副業その他 (449,711円)	出会い系サイト・アプリ (398,919円)	商品一般	内職・副業その他 (844,290円)
3位	インターネットゲーム (234,240円) ／健康食品 (26,570円)	化粧品 (11,006円) ／商品一般	内職・副業その他 (137,125円) ／商品一般	内職・副業その他 (485,779円)	商品一般

成年年齢が18歳に引き下げ！ その影響は？

前ページの表1、表2から

● 実店舗での契約が上位に！

前年同期では、18歳と19歳のいずれも「化粧品」が最多品目でしたが、この多くはネット通販での「お試し購入トラブル」(※1)でした。一方、今年度の18歳と19歳では、大手エステ店の倒産の影響もあり、いずれも「エステティックサービス」が最多品目となりました。どちらも「美」に関係する品目という共通点はありますが、今年度はエステ店という実店舗での契約トラブルが上位となっていました。

(※1)「お試し購入トラブル」とは？

「インターネット上で『初回無料』『お試し価格』など、お得感を強調した広告を見て、1回だけのお試しのつもりで購入したら、実際には、〇〇回目までは解約できない条件の『定期購入契約』だった…。」という近年多く見られる消費者トラブル。広告中の条件表示が分かりにくいことが原因。注文前に「最終確認画面」をよく確認する必要があります。

● 平均契約金額が30万円超と高額化！

前年同期の18歳と19歳で最多品目となった「化粧品」の平均契約金額が約2万円であったのに対し、今年度の最多品目「エステティックサービス」での平均契約金額は、18歳と19歳のいずれも30万円を超えており、「内職・副業その他」でも40万円～45万円と、上位品目の平均契約金額の高額化がみられました。

「エステティックサービス」では、「安く体験できるとの宣伝を見て来店したが、長期にわたりサービスを受けられるプランや化粧品などの関連商品の購入も勧められ、高額な契約を結んでしまった」といった内容が目立ち、断ることが苦手な新成人の姿が浮き彫りになっていました。エステ店の競争の激しさを背景とした強引な勧誘や倒産、ローン契約が結べるようになったこと、「未成年者契約の取消し」(※2)の行使ができなくなったこと、などの影響も大きいと考えられます。

(※2)「未成年者契約の取消し」とは？

民法では、未成年者が親権者等の法定代理人の同意を得ずに契約した場合、原則として、未成年者本人や法定代理人が契約を取り消すことができるとされており、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

18歳・19歳の方が巻きこまれた消費者トラブル ～エステティックサービス～

「『脱毛お試し〇〇円』の広告を見てエステ店に行ったところ、30万円のプランを勧誘された。『払えない』と伝えたが、「18歳なので分割払いができる」と言われ、**断り切れず契約**してしまった。」(18歳 女性)



「先月、エステ店に行き、3年間通える35万円のプランを契約した。それから1回しか施術を受けていないのに、**エステ店が倒産**してしまった。」(19歳 女性)

ここがポイント！

- 「体験」「キャンペーン」などの広告にひかれて店舗に行き、断り切れず高額な契約を結んでしまう例が見られます。できるだけ当日の契約は避け、慎重に検討しましょう！
- 契約期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える場合は、クーリング・オフ(※3)や中途解約ができます。「未成年者契約の取消し」ができなくても、あきらめずにご相談を！
- 事業者が倒産すると、ほとんどの場合、既に支払った代金の返金は困難です。長期間にわたる高額契約は避けましょう！

(※3)「クーリング・オフ」とは？

いったん契約の申し込みや契約の締結をした後でも、一定期間は無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除できる制度。

消費者トラブルを回避して、 見極め力を身につけろ!

18歳になり、成人を迎えたばかりの兄妹・

田真玲 爽 (cv 梶裕貴) と 田真玲 瑞奈 (cv 優木かな)。

大学生になり、新生活を送る2人の前に
次々と襲いかかるあやしい大人たち…。

2人を消費者トラブルから守ることができるか。

あなたの選択で様々なエンディングが待っています!

※声優さんの音源が聴けるのは
2023年3月末まで

シミュレーションゲームは
ココからPLAY!



消費者トラブルを知ることが、クリアの近道!?

～これって消費者トラブル?～

迷った時、困った時は「とりあえず」消費生活センターへ相談を!

「消費生活センター」って?

- 県や市町が設置する下記の相談窓口のことです。消費者トラブルに巻き込まれたときはもちろん、トラブルになっていない場合でも、迷ったり困ったりした時は気軽に相談してください。1日でも早い対応が有効な場合もあります。
- 全国共通の電話番号「188」(いやや)にお電話いただくと、最寄りの消費生活センターにつながります。電話での相談のほか、消費生活センターで相談員と会って相談することもできます。相談は無料、相談する方の秘密は守られます。

消費者行政の推進に係る県・市町合同による首長表明

兵庫県と県内市町は全国に先駆けて、消費生活相談や消費者教育・啓発など消費者行政に力を入れてきました。県民の皆様の安全で安心な消費生活の実現を図るため、今後も県・市町協働で消費者行政を推進していきます。

兵庫県知事、神戸市長、姫路市長、尼崎市長、明石市長、西宮市長、洲本市長、芦屋市長、伊丹市長、相生市長、豊岡市長、加古川市長、赤穂市長、西脇市長、宝塚市長、三木市長、高砂市長、川西市長、小野市長、三田市長、加西市長、丹波篠山市長、養父市長、丹波市長、南あわじ市長、朝来市長、淡路市長、宍粟市長、加東市長、たつの市長、猪名川町長、多可町長、稲美町長、播磨町長、市川町長、福崎町長、神河町長、太子町長、上郡町長、佐用町長、香美町長、新温泉町長

● 市町の相談窓口 ●

<神戸・阪神>

神戸市消費生活センター 078-371-1221
尼崎市消費生活センター 06-6489-6696
西宮市消費生活センター 0798-64-0999
芦屋市消費生活センター 0797-38-2034
伊丹市立消費生活センター 072-775-1298
宝塚市消費生活センター 0797-81-0999
川西市消費生活センター 072-740-1167
三田市消費生活センター 079-559-5059
猪名川町消費生活相談コーナー 072-766-1110

<東播磨>

あかし消費生活センター 078-912-0999
加古川市消費生活センター 079-427-9179
高砂市消費生活センター 079-443-9078
稲美町消費生活センター 079-492-9151
播磨町消費生活センター 079-435-1999

西脇市消費生活センター 0795-22-3111
三木市消費生活センター 0794-82-2000
小野市消費生活相談コーナー 0794-63-1000
加西市消費生活センター 0790-42-8739
加東市消費生活センター 0795-43-0502
多可町消費生活センター 0795-32-3322

<中播磨>

姫路市消費生活センター 079-221-2110
神河町住民生活課 0790-34-0963
市川町住民環境課 0790-26-1011
神崎郡消費生活センター (福崎町生活科学センター内) 0790-22-4977

<西播磨>

相生市消費生活センター 0791-23-7149
たつの市消費生活センター 0791-64-3250
赤穂市消費生活センター 0791-43-7067
宍粟市消費生活センター 0790-63-2225

太子町生活環境課 079-277-1015
上郡町消費生活センター 0791-52-1115
佐用町消費生活センター 0790-82-0670

<但馬>

豊岡市消費生活センター 0796-21-9001
養父市消費生活センター 079-662-3170
朝来市消費生活センター 079-672-6121
香美町消費生活センター 0796-36-1941
新温泉町消費生活センター 0796-92-2070
たじま消費者ホットライン 0796-23-1999

<丹波>

丹波篠山市消費生活センター 079-552-1186
丹波市消費生活センター 0795-82-0996

<淡路>

洲本市消費生活センター 0799-22-2580
南あわじ市消費生活センター 0799-43-5099
淡路市消費生活センター 0799-64-0999

● 県の相談窓口 ●

消費生活総合センター 078-303-0999
但馬消費生活センター 0796-23-0999

- 消費者ホットライン「188」は、お近くの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。
- 土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談の補完をするなど、年末年始(12月29日～1月3日)を除いて、原則毎日ご利用いただけます。



コロナ禍の中で、宅配や持ち帰りされた食品を家庭で温め直しをする際に、電子レンジを使用して過加熱となり、プラスチック容器が融ける、または焦げることから臭いが発生、食品に移り、それが原因で体調不良になったといった相談が寄せられています。プラスチック容器に入った食品の温め直しの際には、容器の材質や電子レンジの使用時間について注意・確認しましょう。

1 プラスチック製品の特徴

○ 繰り返し使う食器や食品の保管に使用する容器等

繰り返し使う食器、食品の保管に使用する容器等のプラスチック製品は、家庭用品品質表示法により、原料樹脂、耐熱温度、取り扱い上の注意などの表示が義務づけられています（図1参照）。

一般的に、電子レンジで使用可能な材質としては、ポリプロピレンやポリメチルペンテン、シリコン樹脂が挙げられます。一方、使えない（熱変形の可能性の高い）素材は、ポリエチレン、ポリスチレンなどの耐熱温度の低いプラスチックです。また、メラミン樹脂、フェノール樹脂、ユリア樹脂は熱硬化性プラスチックといって、熱が加わっても変形することはないのですが、容器そのものがマイクロ波を吸収して発熱してしまい、発煙・発火の恐れがあるため、電子レンジには使用できません。

注意すべきは、本体と蓋の材質が異なる場合です。電子レンジでの使用を想定していない、お弁当箱などの製品の場合、容器の本体がポリプロピレンでも、蓋にはA S樹脂（アクリロニトリル・スチレン樹脂）などの耐熱性の低いプラスチックが使われていることがあります。



原料樹脂	ポリスチレン
耐熱温度	80℃
耐冷温度	-20℃
容量	300ml
取扱い上の注意	○火のそばに置かないでください。 ○レモン等酸味が強い食品は蓋に含まれる成分により変質することがあります。 ○電子レンジでは使用できません。
〇〇株式会社 東京都千代田区〇〇町〇〇番地 TEL. 03-9999-9999	

図1 家庭用品品質表示法による表示例

○ 繰り返し使うことのない食品トレイや容器等

スーパーなどで惣菜が入れられているトレイやプラスチック容器、コンビニの弁当などで使われているプラスチック容器は、家庭用品品質表示法の対象となる製品ではないので、図1のような表示がされておらず電子レンジでの使用可否を確認することができません。これらの容器は、容器包装リサイクル法による識別がされていますので、材質から判断することになります（図2参照）。

一般に、惣菜やコンビニ弁当の容器にはポリスチレン（発泡スチロールも含む）、ポリプロピレンなどが使われています。耐熱温度は一般的にポリスチレンが70～90℃、ポリプロピレンが100～140℃ですので、ポリスチレンは電子レンジでの使用不可で、ポリプロピレンは使用可となります。

PET	PS	本体PP フタ PS
主なプラスチックの略号		
PE	ポリエチレン	
PP	ポリプロピレン	
PS	ポリスチレン	
PVC	ポリ塩化ビニル	
PET	ポリエチレンテレフタレート	

図2 容器包装リサイクル法による表示例

2 消費者へのアドバイス

◇ 電子レンジに使用できるプラスチック製品は、たいてい刻印またはラベル、あるいは箱にその旨の表示がありますので、表示をよく確認して電子レンジで使用するよう心掛けましょう。

◇ 食品トレイ等の容器は、薄いフィルム状の成型品で食品からの熱の影響を受けやすいと考えられますので、唐揚げや餃子、てんぷらなどの油分の多い食品の場合は、電子レンジで使える容器や食器に移し替えてから、加熱するようにしましょう。

本内容は、以下の公表資料より、引用・抜粋・転載したものです。

（一社）化学製品PLセンター 2021年度活動報告書 2022年7月4日（<https://www.nikkakyo.org/system/files/2021.pdf>）

アクティビティノート第300号 2022年2月10日（<https://www.nikkakyo.org/system/files/300.pdf>）

なお、図1については、消費者庁、食事用、食卓用又は台所用の器具：台所用容器等、（https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/resinous/resinous_05.html）の表示例を元に当センターで編集加工したものです。

「消費生活情報プラザ」をご活用ください！

県立消費生活総合センター内の「消費生活情報プラザ」は気軽に消費者問題を学べる交流の場です。

●消費者問題に関係する書籍の閲覧 ●消費者問題に関わるグループの打合せや講座の開催 など、
消費者力アップを目指した活動に気軽にご活用ください！ （お問い合わせ：078-302-4001）

A らいふ

兵庫県立消費生活総合センター
相談啓発部 学習交流推進課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL：078-302-4001

（消費生活相談）078-303-0999

① 消費生活総合センターホームページ

<https://www.seiken.server-shared.com/>

② 兵庫県安全安心な消費生活推進本部ツイッター

<https://twitter.com/hyogoshohi>

●A らいふへのご意見、ご感想はメール、ファックスでも

E-mail: shohi_sogo@pref.hyogo.lg.jp

FAX：078-954-5640



①HP



②Twitter

04民P2-014A4